

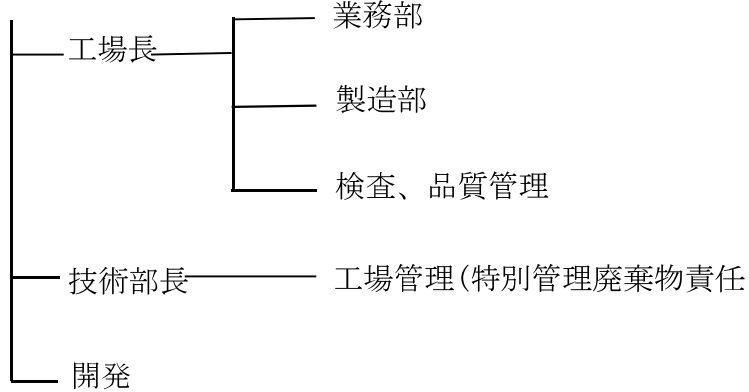
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 5 月 14 日	
豊橋市長	殿
提出者	
住 所 豊橋市菰口町3-17	
氏 名 豊橋鍍金工業株式会社 代表取締役 高木幹晴 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-31-6217	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	豊橋鍍金工業株式会社
事業場の所在地	豊橋市菰口町3-17
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24：金属製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：60000万円/年
③ 従業員数	25人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	金属表面めっき作業 めっき素材洗浄廃液、めっき処理、後処理廃液 腐食性廃酸⇒中間処理業者に委託後、中和して埋め立て処分 腐食性廃アルカリ⇒中間処理業者に委託後、中和して埋め立て処分 特定有害廃酸⇒中間処理業者に委託後、凝集沈殿して埋め立て処分 特定有害廃アルカリ⇒中間処理業者に委託後、凝集沈殿して埋め立て処分 特定有害汚泥⇒中間処理業者に委託後、焼却して埋め立て処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の各ラインにおける実態の調査 めっき処理液の更新周期の見直し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の各ラインにおける実態の調査 めっき処理液の更新周期の見直し		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種の特別管理産業廃棄物は、分別保管されている。 種類ごとに置く位置を変更し、決して間違えて廃棄しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ。追加では考えていない

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定は無い		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定は無い		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定は無い		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・ 昨年に引き続き、廃棄物の実態の調査を行っている。 その際に、各ラインにおける廃棄物の数値割合を計算し、仕事量に対する廃棄物の量を分析している ・ 優良事業者を除く中間処分業者への現地確認の実行 ・ 定期的な許可証の期限切れの確認 ・ 定期的な廃棄物帳簿の確認		

	・ 定期的なマニフェスト完了の確認
--	-------------------

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ。追加では考えていない		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	188	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストへの移行は完全に終了している		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和6年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和7年度の目標

(單位: t/年)

特別管理産業廃棄物の種類 (名称)			特定有害廃酸	特定有害廃アルカリ						
項目			酸洗いめっき液	アルカリ脱脂液						合計
令和6年度の実績	令和5年度の特別管理産業廃棄物発生量		91.700	96.500						188.20
	①自ら再生利用した量									0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									0.00
	③自ら中間処理により減量した量									0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									0.000
	⑤全処理委託量		91.700	96.500						188.200
	⑥優良認定処理業者への処理委託量									0.00
	⑦再利用業者への処理委託量									0.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									0.00
⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									0.00	
令和7年度の実績目標	令和6年度の特別管理産業廃棄物発生量		91.000	95.000						186.00
	①自ら再生利用した量									0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									0.00
	③自ら中間処理により減量した量									0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									0.00
	⑤全処理委託量		91.000	95.000						186.00
	⑥優良認定処理業者への処理委託量									0.00
	⑦再利用業者への処理委託量									0.00
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									0.00
⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									0.00	

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和7年5月22日
豊橋市長 浅井由崇 殿		
提出者		
住 所 愛知県豊橋市雲谷町外の谷55-1		
氏 名 大三紙業株式会社		
代表取締役 松井 孝悦		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0532(41)5111		
担当 高柳		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	大三紙業株式会社	
事業場の所在地	愛知県豊橋市雲谷町外の谷55-1	
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	15:印刷・同関連業	
②事業の規模	年商70億	
③従業員数	226名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 再生処理業者に委託して再資源化 腐食性廃酸 腐食性アルカリ 最終処分業者に委託して中和処理	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本社製造事業本部長 廃棄物処理統括責任者ー 廃棄物管理責任者 現場管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	154 t	34 t
	(これまでに実施した取組) 歩留りの向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	130 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 歩留りの向上		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
-----	-----------------------------------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本社製造事業本部長 ↓ 廃棄物処理統括責任者ー 廃棄物管理責任者 ↓ 現場管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	17 t	t
	(これまでに実施した取組) 歩留りの向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	15 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 歩留りの向上		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	（今後実施する予定の取組）			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	
	全処理委託量	154 t	34 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	34 t	
	再生利用業者への処理委託量	154 t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 歩留りの向上		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

② 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全処理委託量	17 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	17 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	歩留りの向上		

③ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	110 t	30 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	30 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	110 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	歩留りの向上		
※事務処理欄			

(第5面)

④ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全 処 理 委 託 量	10 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	歩留りの向上		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

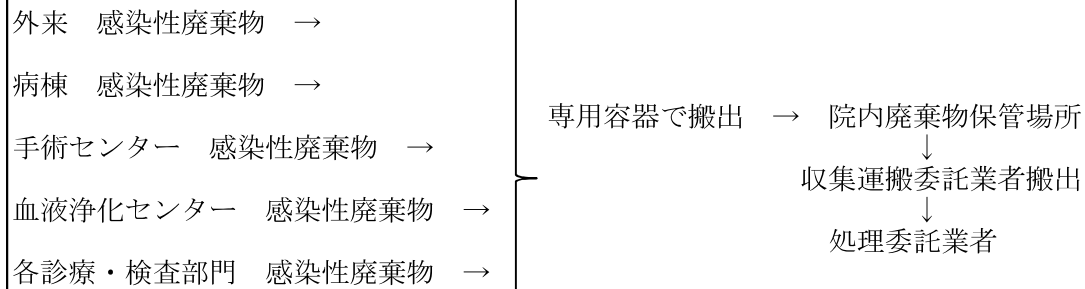
- 1 0年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 6 月 2 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 豊橋市青竹町字八間西50番地	
氏 名 豊橋市民病院 院長 平松和洋	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-33-6111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	豊橋市民病院
事業場の所在地	豊橋市青竹町字八間西50番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	800床
③ 従業員数	1,793人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・感染性廃棄物 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で焼却処分後、最終処分(埋立) ・引火性廃油 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で油水分離 処分後、焼却処分及び熱回収。 ・廃酸 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で焼却処分後、最終処分(埋立)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	排 出 量	256.8 t	1.981 t	0.00002 t
	(これまでに実施した取組) ・ 現場でのマニュアルの周知と分別の徹底			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	排 出 量	254.23 t	1.961 t	0.00002 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き現場でのマニュアルの周知と分別の徹底			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 紙おむつも感染性廃棄物として処理していたが、非感染性の紙おむつは可燃物として処理することとした
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に計画はない

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ っ 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	256.8 t	1.981 t	0.00002 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	1.981 t	0.00002 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	254.23 t	1.961 t	0.00002 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	1.961 t	0.00002 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 6 年度）実績】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	258.78 t		
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

R6年度の特別管理産業廃棄物発生量及びR7年度の目標

(單位: t/年)

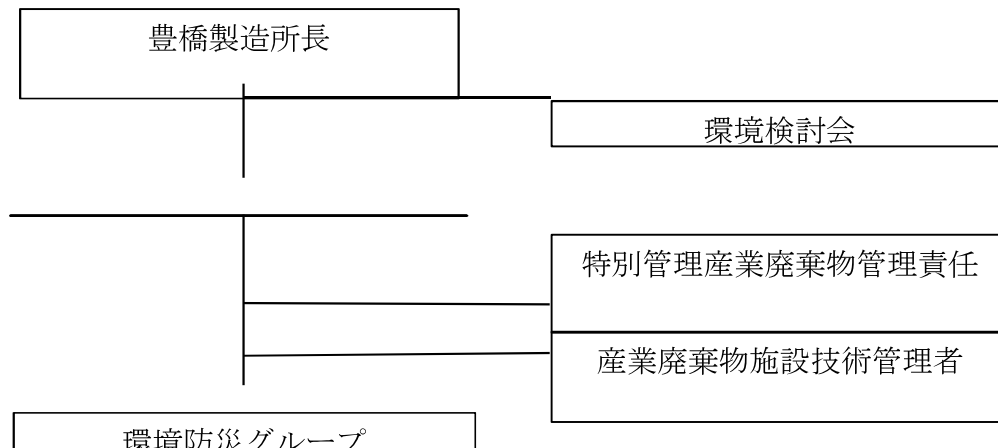
[illegible]

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
7 年 6 月 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊橋市明海町1	
氏 名 トピー工業株式会社 豊橋製造所 執行役員所長 上手 研二 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-25-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トピー工業株式会社 豊橋製造所
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業
② 事業の規模	令和6年度売上高 97,065百万円
③ 従業員数	924人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	製鋼工程：特定有害ダスト類 →再生処理業者に委託して亜鉛原材料、鉄原材料として再利用 鉍さい（基準値を超える有害物質を含むもの） →中間処理業者に委託してコンクリート固化 診療所：感染性廃棄物→中間処理業者に委託して焼却処分 保管トランス等：PCB汚染物→中間処理業者に委託して焼却処分 研究所：引火性廃油、腐食性廃酸、特定有害廃酸、特定有害アルカリ →中間処理業者に委託して焼却処分等 研究所：特定有害汚泥→中間処理業者に委託してコンクリート固化 燃え殻：燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの） →中間処理業者に委託して混錬処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表1のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 有害性ばいじん：電気炉を更新したことにより排出量が減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表2のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 有害性ばいじん：製鋼歩留まり改善により発生原単位を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有害性ばいじん：屋内の専用保管庫で保管している。 PCB廃棄物：屋内の専用保管場で保管している。 感染性廃棄物：専用の容器に保管している。 その他：屋内の専用保管庫で保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有害性ばいじん：屋内の専用保管庫で保管する。 PCB廃棄物：屋内の専用保管場で保管する。 感染性廃棄物：専用の容器に保管する。 その他：屋内の専用保管庫で保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表4のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら再生利用を行う予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表5のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表6のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	（今後実施する予定の取組） 熱回収、減量化を行う予定はない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表7のとおり	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立は行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表8のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立を行う予定はない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表9のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有害性ばいじん：亜鉛回収業者、鉄源回収業者等の再生利用業者への処理委託に より最終処分量の削減を図っている。 優良認定処理業者への委託を行っている。		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表10のとおり			
	全 処 理 委 託 量	t	t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	(今後実施する予定の取組) 有害性ばいじん：亜鉛回収業者、鉄源回収業者等の再生利用業者への処理委託 により最終処分量の削減を図る。 優良認定処理業者への委託を行う。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】				
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	別紙表11のとおり t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 平成28年度より電子マニフェスト導入し対応済み。				

備考	1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
----	--

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙

表1		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	鉱さい	燃え殻	PCB汚染物	その他
排出量	12,406	39.97	11.06	0	0

表2		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
排出量	12,068	9.00	0.05	0.10	0.01

表3		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら再生利用を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表4		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら再生利用を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表5		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら熱回収を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表6		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら熱回収を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表7		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表8		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	燃え殻	廃アルカリ	PCB汚染物	その他
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

表9		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	鉱さい	燃え殻	PCB汚染物	その他
全処理委託量	12,406	39.97	11.06	0	0
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	12,406	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

表10		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	鉱さい	燃え殻	PCB汚染物	その他
全処理委託量	12282	39.00	10.00	0	0
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0.00	0	0
再生利用業者への処理委託量	12282	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

表11		単位:t			
特別管理産業廃棄物の種類	有害性ばいじん	鉱さい	燃え殻	PCB汚染物	合計
全処理委託量	12,406	39.97	11.06	—	12,457

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 13日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住所 愛知県豊橋市中原町字平山18番地	
氏名 日東電工株式会社 豊橋事業所	
事業所長 高吉 勇一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-41-1121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日東電工株式会社 豊橋事業所
事業場の所在地	愛知県豊橋市中原町字平山18番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E-32 その他の製造業
② 事業の規模	2024年度製造品出荷額 1,349 億円
③ 従業員数	1,828 名(2025.3.31)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	樹脂+溶剤 → 粘着剤 → テープ製造工程 ↓ 廃プラスチック類 廃油、廃固形物 他

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境安全部 担当：官庁／処理業者契約 製造課 製造課 製造課 製造課			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排出量	2,573 t	0.06 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排出量	2,495 t	0.05 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引火性廃油の分別による売却量の拡大		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引火性廃油は既に分別し、燃料化売却済み		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
環境安全部 担当：官庁／処理業者契約 製造課 製造課 製造課 製造課			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	排出量	0.08 t	0.13 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	排出量	0.07 t	0.12 t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
環境安全部 担当：官庁／処理業者契約 製造課 製造課 製造課 製造課	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸	水銀
	排 出 量	0.97 t	0.0034 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸	水銀
	排 出 量	0.94 t	0.0032 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	2,573 t	0.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,553 t	0.06 t
	再生利用業者への処理委託量	1,507 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	754 t	0.06 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	313 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	全処理委託量	0.08 t	0.13 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.08 t	0.13 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.08 t	0.13 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸	水銀
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸	水銀
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸	水銀
	全 処 理 委 託 量	0.97 t	0.0034 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.97 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.97 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0.0034 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	2,495 t	0.05 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,476 t	0.05 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,461 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	731 t	0.05 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	303 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2,574 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

(第5面-2)

	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性アルカリ	特定有害汚泥

②計画	全 処 理 委 託 量		0.07	t	0.12	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		0.07	t	0.12	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		0	t	0	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		0.07	t	0.12	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		0	t	0	t
	(今後実施する予定の取組)					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（年度）実績】					
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		2,574t			
	(今後実施する予定の取組等)					
※事務処理欄						

(第5面-3)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃酸		水銀	
		全 処 理 委 託 量	0.94	t	0.0032	t

②計画	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.94	t	0	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t	0	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.94	t	0	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t	0.0032	t	
	(今後実施する予定の取組)					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】					
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2,574				t
	(今後実施する予定の取組等)					
※事務処理欄						

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請 受取工事費（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に依る

元成工事尚（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 9 ※欄は記入しないこと。